特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人日本水フォーラム	事業年度	令和5年4月1日~令和6年3月31日
-----	-------------------	------	--------------------

- 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]
 - ※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動 促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

(1) 収益の源泉別の明神	
収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	24, 180, 000 円
受取寄付金	4, 614, 028 円
受取助成金等	500,000円
政策提言事業	29, 928, 155 円
日本の叡智の世界への発信事業	30, 455, 751 円
人材育成・啓発事業	5, 496, 189 円
国内外の水問題に関する調査研究事業	14, 404, 554 円
為替差益	17,361 円
受取利息等	85, 746 円
	円
	円
	円
	円
	円
合計	109, 681, 784 円

(2) 借入金の明細

	借	入	先		金	額	
該当なし						-	円
				, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			円
)			円
							円
***************************************		== ·= · · · · · · · · · · · · · · · · ·		14 priores propries no an alle le libra le (1816/1414 (1816/1414 (1816)))			円
	合		計				円

(3	~ その(ť	<u>b</u>

該当なし		·		
	··········			

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引 及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ 第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

111	牧皿ツエナる状分	シエ 立 口		
	氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
			23, 650, 000 円	新たな世界的水資源問題へ の対応方策検討業務受託料
			22, 539, 000 円	海外における水害リスク評価 手法等検討業務、海外におけ る水害リスク評価手法等の普 及方策検討業務受託料
			14, 932, 500 円	海外における流域環境に配 慮した河川整備・管理に係 る調査検討業務受託料
			12, 650, 000 円	荒川下流デジタル・グリー ン行動変容促進方策検討業 務受託料
			3, 520, 751 円	水循環に関する情報発信方 策調査検討業務受託料

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

\ <u>-</u>	P4/11-2 T / 0-14-71			
	氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
				給与等
			10, 602, 392 円	事務所賃料等
			8, 028, 757 円	給与等
			7, 935, 278 円	業務委託料等
			7, 285, 434 円	社会保険料

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人と	-	譲渡資産	の内容	譲年	月	渡日	譲	渡	価	格	その他の取引条件等
該当なし											円	
											円	
											円	
											円	
											円	
											円	
											円	
											円	

ロ 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内容	貸 付 年 月 日	対価の額	その他の取引条件等
該当なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
		-		円	
				円	
				円	
			-	円	

ハ 役務の提供(施設の利用等を含む。)

一	(NEBX V/1:	1万年を百む。7			
取引先の氏名等	法人との 関 係	役務の提供の内 容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件 等
		業務委託料 等	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日	7, 935, 278 円	契約書による
		出向者負担 金	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日	2, 750, 000 円	契約書による
		航空券等手 配	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日	1, 225, 960 円	通常の一般向け 販売条件と同様
		出向者負担 金	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日	1, 200, 000 円	契約書による
		事務作業受 託料	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日	498, 109 円	契約書による
		ロゴ制作、動 画制作	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日	407,000円	通常の一般向け 販売条件と同様
		事務作業受 託料	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日	55,000円	契約書による
		テクリス登 録料	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日	41,401円	料金表による

寄附者に関する事項 [④寄附者(役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

	氏	名		寄	附	金	額		受负	頁年	月	日
該当なし								円				
• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •								円				
				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				円				
								円				
								円				
								円				
								円				
								円				
								円				
		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			円				
								円				
								円				
								円				
								円			· • • • •	
					• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			円				
								円		<u>-</u>		
				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				円			·	
	•							円				
				••			·	円				
				•				円				

4 **役員等に対する報酬又は給与の状況** [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、口 給 与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者 (注1) (以下「役員等」という。) に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

- (注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と 特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。
 - ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
 - ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

氏	名	職名	子の文和の状況 法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支給期間等	支給金額
該当なし						
		*				

(注2) 注1の①~④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間 令和5年4月1日 ~令和6年3月31日

給	与	を	得	た	職	員	の	総	数	左	記	の	職	員	に	対	す	る	給	与	総	額	
								13	人											55	5,05	5,02	8 円

5 支出した寄附金に関する事項[⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支占	出先	の	名	称	等	住	所	等	支	出生	年 月	日	支	出	金	額	寄	附	の	目	的	4
						別紙資	資料参照	{								円						
										••••						円			••••			••
															•••••	円						
							•••••••									円			••••			
																円						
																円						
	••••															円						
			•-•													円						
								•••••								円]					
																円]					
	_								1	合		計		1,99	4,58	4円						_

6 **海外への送金等に関する事項** [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並び にその実施日]

実	施	日	使	途	金	額
	. ,	•	別紙資料参照			
	•	•				
	•					

書式17号-6 支出した寄附金に関する事項

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		令和5年5月26日	563,560円	活動支援費
		令和6年3月28日	152,520円	活動支援費
		令和5年7月19日	21,006円	活動支援 費
		令和5年7月19日	21,006円	活動支援費
		令和5年7月19日	21,006円	活動支援 費
		令和5年9月27日	225,120円	活動支援費
		令和5年9月27日	225,120円	活動支援費
		令和5年9月27日	225,120円	活動支援費
		令和5年9月27日	225,120円	活動支援費
		令和5年9月27日	225,120円	活動支援費
		令和6年1月19日	22,378円	活動支援費
		令和6年1月19日	22,378円	活動支援費
		令和6年1月19日	22,378円	活動支援費
		令和6年2月14日	22,752円	活動支援費

書式第17号-7 海外への送金等に関する事項

実 施 日	使 途	金 額
令和5年4月10日	国連水会議 レセプションケータリング費用 米国)	1,217,612円
令和5年4月10日	国連水会議 レセプション会場運営費用 米国)	513,567円
令和5年4月10日	国連水会議 公式サイドイベントのUN WEB TV撮影・放映料 米国)	69,215円
令和5年5月26日	国連水会議資料ネイティブチェック費用 米国)	39,449円
令和5年5月26日	ダルビッシュ有水基金16号プロジェクト「ジミレトク村の水と衛生プロジェクト」実施	563,560円
令和6年3月28日	費用	152,520円
令和5年7月19日	JWFファンド2020支援プロジェクト「Sparly Dehri 村の地域共有VIP(換気改良式)トイレの建設」フォローアップ調査費用 パキスタン)	21,006円
令和5年7月19日	JWFファンド2020支援プロジェクト「Mitumeスラムの公立小学校4校の雨水貯留 タンクの設置」フォローアップ調査費用	21,006円
令和5年7月19日	JWFファンド2020支援プロジェクト「Kake村の湧水保護設備の建設」フォローアップ調査費用(ローロー・ファント)	21,006円
令和5年8月1日	4℃アクアプログラム2022(雨水貯留システム設置等)実施費用(パングラデシュ)	630,101円
令和5年8月1日	ストックホルム世界水週間 セッション開催費用 スウェーデン)	442,974円
令和5年8月31日	ストックホルム世界水週間 セッション開催費用 スウェーデン)	311,136円
令和5年9月27日	JWFファンド2023支援プロジェクト「Kahinju小学校と地域給水改善」実施費用	225,120円
令和5年9月27日	JWFファンド2023支援プロジェクト「Mbororo共同体の水源池修繕」実施費用 カメルーン)	225,120円
令和5年9月27日	JWFファンド2023支援プロジェクト「West Timorの元避難民集落配水管網補修」実施費用(: インドネシア)	225,120円
令和5年9月27日	JWFファンド2023支援プロジェクト「」実施費用(: インド)	225,120円
令和5年9月27日	JWFファンド2023支援プロジェクト「Shabaan小学校の給水改善」実施費用 : ウガンダ)	225,120円
令和5年10月23日	カイロ水週間 会議参加登録料(エジプト)	108,640円
令和5年11月10日	4℃アクアプログラム2023(雨水貯留システム設置等)実施費用(: バングラデシュ)	1,658,773円
令和5年11月22日	第10回世界水フォーラム準備会合旅費交通費等(45,181円
令和5年11月27日	第10回世界水フォーラム エキスポにおける日本パビリオン出展スペース料(************************************	12,381,613円
令和5年12月5日	水と災害に関するハイレベルパネル等会食費(フィリピン)	275,400円
令和6年1月19日	JWFファンド2021支援プロジェクト「女学生による雨水貯留容器トレーニングと設置」フォローアップ調査費用(ウガンダ)	22,378円
令和6年1月19日	JWFファンド2021支援プロジェクト「Kanjuki村の既存井戸修繕」フォローアップ 調査費用 : ウガンダ)	22,378円
令和6年1月19日	JWFファンド2021支援プロジェクト「Kaptolla村の給水所(水キオスク)の設置」 フォローアップ調査費用(ケニア)	22,378円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人日本水フォーラム	チェック 欄
	織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること	1

- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- 二 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

項 目 最も人数が多 最も人数が多い「特定の法 割合 割合 い「親族等」の 人の役員又は使用人であ 役員数 る者及びこれらの者の親 グループの人 (4)÷(1)) (2)÷(1) 族等」のグループの人数 4 (5) 1 2 3 区 分 令和5年4月1日~6年3月31日 19人 0人 0% 0人 0% 年月日~年月日 **(b)** % % 人 人 年月日~年月日 (C) % % 人 年月日~年月日 **@** % % 人 **e** 年月日~年月日 % 人 % 人 **①** 年月日~年月日 % % 人 人 申 請 畤 19人 0人 0人 0%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
- (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

各社員の表決権が平等である	a	(b)	©	@	e	Ð	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい・・・	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい ・ いいえ	はい・・・	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記口の記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、 添付を省略することができます。

項	<u> </u>	(a)	(b)	©	(e	Ð	申請
会計について公認会計士	又は監査法人の監査を受け	はい	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい・いた	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はいいえ	はい
帳簿書類の備付け、取引 を青色申告法人に準じて	の記録及び帳簿書類の保存 行っている	いいえ	はい・・・いえ	はいいえ	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はいいえ	はい
該当する項目をOで項	以、監査証明書又は第3 3 目	多付表2「	(b)	大況」を選	動してく :	<u>ださい。</u> <u></u> ・	①	申請
費途が明らかでない支出: 載がある等の不適正な経		有・無	有・無	有・無	有・無	有·無	有・無	有・領

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役員の状況

第3表付表1

法人名 特定非営利活動法人日本水フォーラム	a	Ф	©	@	e	Œ	申請時
役 員 数	19 人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの 人数	0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は 使用人である者並びにこれらの者の親族 等」のグループの人数	0人	人	人	人	人	人	人

		役	員(り内	訳						
			続				勍	迁任	等	のぉ	犬 況
氏 名	住 所	職名	柄等	a	ъ	©	@	(e)	Ð	申請時	就任・退任 年月日
竹村 公太郎		理事		0							平成18年5月26日就任
菅 和利		理事		0							平成16年11月24日就任
水谷 重夫		理事		0							令和元年6月20日就任
石渡 幹夫		理事		0							令和4年6月20日就任
磯部 光徳		理事		0							平成27年6月24日就任
市川 直美		理事		0							平成 28 年 6 月 15 日就任
粕谷 明博		理事		0							令和2年6月24日就任
小林 祐一		理事		0							令和3年6月23日就任
阪ノ下 健		理事		0							令和5年6月22日就任
塩路 勝久		理事		0							平成30年6月18日就任
清水 亨		理事		0							平成30年6月18日就任
寶 馨		理事		0							平成 16 年 11 月 24 日就任
塚原 浩一		理事		0							令和2年6月24日就任
藤岡 秀治		理事		0					_		平成 27 年 6 月 24 日就任 令和 5 年 6 月 22 日退任
藤塚哲朗		理事		0							平成30年6月18日就任
南哲行	ママン マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マ	理事		0							平成30年6月18日就任

(注意事項) 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

			続柄				就	任	等の	状	況
氏 名	住 所	職名	等	a	Ф	©	@	e	Ð	申請時	就任・退任 年月日
吉村 和就		理事		0							平成28年6月15日
渡邉 紹裕		理事		0							令和4年6月20日
黒川 純一良		監事		0							令和4年6月20日
藤芳 素生		監事		0							平成20年5月26日
	以下余白										

帳 簿 組 織 の 状 況

第3表付表2

法人名特	特定非営利活動法人日本水フォーラム									
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間							
総勘定元帳	ルーズリーフ (弥生会計使用)	随時	7年							
社訳日記帳	ルーズリーフ (弥生会計使用)	随時	7年							
給与台帳	ルーズリーフ (弥生会計使用)	随時	7年							
固定資産台帳	ルーズリーフ (弥生会計使用)	随時	7年							

(記載要領)

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更 がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名 特定非営利活動法人日本水フォーラム		チェック 欄
	活動に関して次に掲げる基準に適合していること 数活動又は政治活動等を行っていないこと	~

- 口 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と 当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財 産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの 活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
- 二 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

1								
	項目	a	Ф	©	(1)	e	Ð	申請時
	宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を 教化育成する活動	有 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに 反対する活動	有無	 有・無 	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	特定の公職の候補者若しくは公職にある者又 は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対 する活動	有無	有•無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

申請時 (a) **(b)** (C) (D) (f) 項 役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人 とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に 対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対す 有無有・無 有・無 有•無 有・無 有・無 有・無 る報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役 員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与 の有無 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当 該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と 有 (無) 有·無 有・無 有•無 有・無 有•無 有・無 認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する 法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供 与の有無 役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事 有(無)有・無 有・無 有・無 有•無 有・無 有・無 業の運営に関して特別の利益の供与の有無 営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は 有 (無) 有・無 特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有無

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載 及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及び二)の記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名 特定非営利活動法人日本水フォーラム					
5 次に	掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれ	~			
をその	事務所において閲覧させること				

- イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は 居所に係る記載の部分を除いたもの)
- ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 二 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他
 - 一定の事項等を記載した書類
- へ 助成の実績を記載した書類

※関	覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。							
	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10							
	以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面)							
1	② 役員名簿							
	③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)							
	※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの							
p	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類							
<i>^</i>	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類							
=	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程							
	次の事項を記載した書類							
	① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項							
	② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項							
	③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項							
	・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取							
	・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれ							
	の者と特殊の関係のある者との取引							
朩	④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法							
	人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその							
	附金の額及び受領年月日							
	⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況							
	a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況 (b に係る部分を除く。)							
	b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項							
	⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日							
	⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日							

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人日本水フォーラム

認定基準等チェック表 (第6表)

 6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること
 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無

 ②
 ⑤
 ⑥
 ⑥
 ①
 ⑥
 ①
 ①
 ○
 ①
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○

認定基準等チェック表 (第7表)

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無

a	ⓑ	©	@	e	Ð	申請時
有・無	有 • 無	有・無	有 • 無	有 • 無	有 • 無	有 • 無

注・認定基準等チェック表 (第7表) は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及 び添付する必要があります。

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過し ていること								チェック欄		
事業年度	月	日~	月	日	設立年月日	平成	年	月	日	

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表) は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第 55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人日本水フォーラム	チェック欄							
は1 ロハニュラ 156 234 56 イロハニニ 定に イ定役 た例 いし罰 認定国、関国次定役 に関語教者 4く金暴定款税特係税の暴	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは は暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違 刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年 力団の構成員等 ^{©注2)} 又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を 例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証 都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要と に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 いずれかに該当する法人	● P							
- *	SANTING CONTRACT CONT								
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無								
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定								
	を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定	有 · (無)							
! '	特定非営利 活動法人又は当該特例認定特定非営利 活動法人のその業務を行う理事であった者でそ								
	の取消しの日から5年を経過しない者の有無	$\overline{}$							
р	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から	有 ・(無) ┃							
	5年を経過しない者の有無								
^	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは								
!	刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に	有・(無)							
	関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受								
	けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無								
	最力団の構成員等の有無	有・(無)							
	※/J□V/時从具寸v/日流								
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ							
<u> </u>									
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はいいいえ							
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過	はい・いいえ							
	しない法人								
	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を	受けた納税証明書							
添付	添付 「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること								
書類	書類 (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること								
	(注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要								
l 	同ないではて手がながないよりよりではなかなくもまとしょうことのできない。	141 1 1 1 1 2							
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい(いいえ)							
	かのいざれか/=** 本本・ナス 注 /								
6	次のいずれかに該当する法人	はいんいえ							
<u> 1</u> <u> </u>	暴力団 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いえ							